

地方自治法の改正により、一部事務組合の議会、長及びその他の執行機関は、令和8年4月1日までにそれぞれ管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務付けられました。

これらを踏まえ、吉川松伏消防組合では従来から策定している「吉川松伏消防組合情報セキュリティ基本方針」を議会、監査委員及び公平委員会において共有し、「吉川松伏消防組合におけるサイバーセキュリティを確保するための方針」として位置づけることで、さらなるサイバーセキュリティの確保を行ってまいります。

[・吉川松伏消防組合情報セキュリティ基本方針](#)